

南部保健所 フッ化物洗口支援事業実施要領

第1 目的

沖縄県の幼児・児童生徒のむし歯有病率は年々改善しているものの全国に比較し高い状態が続いている。

県健康増進計画「健康おきなわ21」における歯・口腔の健康分野では、むし歯予防効果の高い「フッ化物応用」について保育所等集団でのフッ化物洗口等を取り入れた取り組みの拡大を図ることとしている。

保育所及び幼稚園歯科保健状況調査によると南部保健所管内保育所（公立・認可・へき地）においてもフッ化物洗口に取り組む施設が増加している。しかしながら、まだまだ十分な状況とはいえない。

そこで、フッ化物洗口実施施設の増加を図ることを目的に予算の範囲内で次に掲げる内容を実施する。

実施に際しては、嘱託歯科医及び地区歯科医師会との連携協力を図ることとする。

第2 実施主体

南部保健所 健康推進班

第3 対象

管内保育所(園)、認定こども園等で、原則として新たにフッ化物洗口を希望する施設（以下「施設」）とする。

第4 内容

フッ化物洗口に係る次の事項を実施することができる。

- 1) 施設の職員、保護者対象勉強会
- 2) 施設フッ化物洗口対象児童への洗口支援
- 3) 施設の歯科健診データの集計等
- 4) その他、フッ化物洗口開始に必要な事項

第5 事業の申込み

様式1に必要事項を記載して、南部保健所長あて提出する。

第6 実績報告

支援を受けた施設長は、南部保健所長あて様式2により実績報告を行う。

附 則

この要領は平成26年4月1日から施行する。

この要領は平成27年4月14日から適用する。

この要領は平成31年4月3日から適用する。